

夫婦同氏制合憲判決の政治性

谷川昌幸（元長崎大教授）

最高裁大法廷が2015年12月16日、民法750条の夫婦同氏(同姓)規定を「合憲」とする判決を下した。判決はやさしい日本語で書かれ、論旨それ自体も明快だが、それだけにかえって、判決の政治的偏りがよく見て取れる。最高裁は、憲法の個人人権尊重理念よりもむしろ家族主義的な「家」の考え方を重視したのである。

憲法は13条で「個人の尊重」ないし人格権、14条1項で「法の下での平等」、24条1項で「両性の合意のみに基づく婚姻」、同2項で家族関係における「個人の尊厳と両性の本質的平等」を定めている。一方、民法は750条で「夫婦は……夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦同氏を義務づけている。

最高裁は、反対意見5があったものの賛成意見10の多数をもって、民法が規定しているこの夫婦同氏制を「合憲」と判断した。氏(姓)は、個人にとっては、「個人として尊重される」べき個々人の人格の象徴であり、人格権の一部をなしているが、その一方、社会的には、氏は個人識別機能をもっているから、個々人が自分の意思だけで勝手に氏を定めたり改めたりすることは許されない。また、氏は、社会生活の「自然かつ基礎的な集団」としての家族が同一の氏を使うことにより、ある人がどの家族に属するかを「想起させる」機能をもつ。しかも、夫婦別氏制は早くに明治民法で採用され、すでに「我が国の社会に定着」している。したがって、社会における氏の統一された使用基準として現行民法が夫婦同氏を規定していることには「合理性がある」と判定したのである。

しかしながら、この最高裁判決には無理がある。第一に、夫婦同氏は、内外の多くの夫婦別氏実例に見られるように、夫婦関係にとって決して必要不可欠の制度ではない。そもそも、氏ないし名前は、それによって自分を自分として認識し、また他人によって認識され、そうすることによって自己の人格を形成していくもの、すなわち個々人の人格の核心である。人に限らず、名なきものは物自体であって認識されず、人間にとっては存在しないに等しい。その意味では、名こそが人間存在の本質といっても過言ではない。ところが、民法750条は、夫婦関係に必要不可欠でもない夫婦同氏を規定し、大切この上ない自分の氏の放棄を、望まない夫または妻にまで義務づけている。明らかに、これは「個人の尊厳」

の否定であり、人格権の侵害である。

第二に、判決では、婚姻時の氏選択は夫婦の自由意思によるから、憲法の定める「法の下での平等」に反するものではないし、また「婚姻の自由」を直接制約するものでもないと言われている。しかし、判決自身も認めているように実際には 96%の夫婦が夫の氏を選択しており、これは憲法規定の「両性の本質的平等」に明白に違反する。また改氏の義務づけは、それを望まない男女、とりわけ女性の「婚姻の自由」の不当な制限ともなっている。

最高裁は、夫婦同氏制にはこれらの批判があることを、むろん十二分に認識している。しかし、それが分かったうえで、最高裁は、夫婦同氏は「自然な集団」としての家族を実感でき、また子には「嫡出子」身分の自他にとっての明確さなど利益が大きく、さらに通称使用の拡大により改氏の不利益は緩和されているとして、「国の伝統」や「国民感情」をも含めた総合的な観点から夫婦別氏制を「合憲」と結論づけた。そして、いわば但し書きとして、希望する夫婦には別氏を認める「選択的夫婦別氏制」にも合理性がないわけではなく、今後、いずれの氏制度をとるかは、国会で判断されるべき事柄だと補足したのである。

この最高裁判決は、選択的夫婦別氏制に反対する人々の考えに近い立場をとっている。たとえば、自民党は改憲草案(2010年)において、国民は「和を尊び」、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される」と規定し、政策集(Jファイル2010)では、夫婦別氏(別姓)に反対し、「日本の家族の絆」を守り、「旧姓の使用範囲を拡大する法整備」を提言している。また、日本会議も「夫婦別姓に反対する 守ろう! 家族の絆」(2010年)において、家族を日本の「倫理の源泉」にして「福祉の拠点」と位置づけたうえで、「家庭においては同姓を原則とすることが家族の一体感にとって不可欠であり、仕事上の不便さを解決する上においては通称使用の法的整備をはかることによって解決していく」と訴えている。

最高裁の夫婦同氏制合憲判決は、氏制度の在り方を国会の政治判断にゆだねたという意味で政治的であるにとどまらず、判決全体として明治民法の「家」イデオロギーに近い立場をとったという意味でも政治的であるといわざるをえないであろう。

(『憲法研究所ニュース』第35号、憲法研究所、2016年5月3日、p.3)